

平成 26 年 8 月 21 日

国土交通省関東地方整備局

江戸川河川事務所 所長 宮川 勇二 様

公共事業改革市民会議

代表 橋本 良仁

## 江戸川北小岩一丁目地区の高規格堤防に関する公開質問書

江戸川河川事務所は北小岩一丁目地区で高規格堤防の盛土工事を行うことを計画していますが、地元住民はこの高規格堤防事業の意味とその進め方について根本的な疑問を抱いています。

私たち、公共事業改革市民会議が地元住民の意向を受けて、下記のとおり、貴事務所に質問しますので、文書で9月5日（金）までにFAXまたはメール、郵便でご回答くださるよう、お願いします。

真摯にお答えください。

### 記

#### 1 盛土工事の事業主体について

**「本事業に関する土地区画整理法による事業計画が変更されていない現状で、盛土工事を国土交通省が実施するのは土地区画整理法に抵触することになる」**

江戸川河川事務所は今年6月に北小岩一丁目地区高規格堤防の部分盛土工事を工事業者に発注しました。しかし、本事業に関する土地区画整理法による事業計画が変更されていない現状で、盛土工事を国土交通省が実施するのは土地区画整理法に抵触することになるのではないのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

なお、江戸川区が今年2月に東京都に申請した事業計画変更は東京都都市計画審議会の2回にわたる審議を経なければならないため、認可されるのは早くても来年3月以降になる見通しです。

#### (1) 事業計画変更案の内容について

まず、本事業に関する土地区画整理法による事業計画の変更で造成計画の内容がどのように変わるかを確認したいと思います。

江戸川区の現事業計画

「造成計画

本地区周辺部との高低差を解消し、防災機能の向上や宅地の利用増進を図るため、盛土整備を行う。」

江戸川区の事業計画変更案

「造成計画

国土交通省が施行する高規格堤防整備事業との共同実施になったことを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については、同事業により造成した高規格堤防の上に本事業による造成を行う。」

国土交通省は上記の現事業計画と事業計画変更案の造成計画を認識しているのでしょうか。認識しているか否かをお答えください。

## **(2) 現事業計画および事業計画変更案の盛土工事の事業主体**

上記の造成計画の内容を見ると、現事業計画では盛土工事の事業主体は土地区画整理事業の事業主体（江戸川区）と同一であり、一方、事業計画変更案では高規格堤防整備の造成（盛土）工事の事業主体は国土交通省となります。このことを認識しているか否かをお答えください。

## **(3) 現時点での盛土工事の事業主体**

以上のことを踏まえれば、事業計画の変更手続き中であって、現事業計画が生きている現状においては盛土工事の事業主体は江戸川区しかありません。このことについて貴事務所の見解を示してください。

## **(4) 江戸川区・国土交通省の協定と土地区画整理法**

国土交通省関東地方整備局長と江戸川区長が平成25年5月30日に「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」を締結し、高規格堤防の盛土工事を国土交通省が実施することに同意しました。しかし、これはあくまで区と国の間の協定であって、土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了してはじめて、この協定は法律の裏付けを持ったものになります。そのために、江戸川区は遅ればせながら、今年1月下旬になって、この協定に沿った事業計画変更の手続きを開始したのです。土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了しない段階で、区と国の協定にどのような法律の裏付けがあるのかを明らかにしてください。

## **(5) 土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱**

以上述べたことを整理すると、土地区画整理法に基づく現事業計画では江戸川区が区画整理事業の一部として盛土工事を行うことになっており、事業計画変更後は盛土工事を国土交通省が行い、その上の造成は区が行うこととなります。

よって、現事業計画が生きている段階で、国土交通省が盛土工事に着手することは明らかに土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱したものであり、土地区画整理法に抵触する

こととなります。このことについて国土交通省の見解を示してください。

## **2 高規格堤防整備工事の一部発注について**

国土交通省は今年6月に北小岩一丁目地区高規格堤防整備工事の一部を(株)奥村組土木興業に発注しました。高規格堤防の予定面積1.8㌥のうち、0.4㌥の盛り土工事を行うもので、工期は来年3月末となっています。この部分盛り土工事について以下、質問します。

### **(1) 部分盛土工事も事業計画変更が完了しない限り、事業計画に抵触**

1で述べたように、本事業に関する土地区画整理法に基づく現事業計画では江戸川区が盛り土工事を行うことになっていますので、この事業計画変更が完了しない限り、国土交通省は江戸川区に代わって盛土工事を行うことはできません。これは部分盛土工事でも同様であって、現段階で国土交通省が盛り土工事を行えば、国土交通省は土地区画整理法を逸脱した行為を公然と行うこととなります。このことについて貴事務所の見解を示してください。

### **(2) 部分盛土で造成した高規格堤防の安全性について**

本事業の高規格堤防の範囲は決して広いものではなく、一体的に造成することが必要です。部分盛土で高規格堤防をつくると、堤防内に不連続部分を発生させ、強度や安全性に問題が生じることが予想されます。このことについて見解を示してください。

また、継ぎ足しの部分盛土でも問題が生じないと答えるならば、その理由を具体的に説明してください。

## **3 北小岩一丁目スーパー堤防は治水対策として意味があるのか？**

北小岩一丁目スーパー堤防は江戸川の治水対策として位置づけられていますが、有効な治水対策であると言えるのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

### **(1) 120メートルだけのスーパー堤防の意味**

今回予定されているスーパー堤防の長さはわずか120メートルです。そこだけ高盛土をして堤防を強化することは江戸川の治水対策として意味があることなのでしょう。治水対策としてどのような意味があるのかを明らかにしてください。

スーパー堤防が仮に治水対策として意味を持つとすれば、かなりの長さで整備して超大洪水に備えることだと思いますが、わずか120メートルの整備では「点」の整備でしかありません。「点」の整備でも有効だという理由を説明してください。

## (2) 北小岩一丁目地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由

北小岩一丁目地区は地盤も低くなく、また、この地点付近の江戸川は流下能力の不足もなく、この地区を江戸川スーパー堤防予定地として優先的に選択した理由がわかりません。その理由を明らかにしてください。

## (3) 江戸川のスーパー堤防の実施計画

2013年5月に策定された利根川・江戸川河川整備計画では、高規格堤防については次のように書かれており、下流部で延べ22km<sup>[注]</sup>の区間でスーパー堤防を整備することになっています。この22kmのスーパー堤防を今後、どのようなスケジュールで整備していくのか、具体的な実施計画を明らかにしてください。

表 5-8 高規格堤防に係る施行の区間

河川名	左右岸	下流端	上流端	機能の概要
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁(0.4k)付近	水元公園(19.8k)付近	超過洪水対策
	左岸	JR京葉線橋梁(0.4k)付近	市川市国府台(14.2k)付近	

※高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものとする。

[注] 江戸川(放水路)の距離標は旧江戸川の合流点から旧江戸川河口起点の距離標に変わるため、連続しておらず、不連続部を除くと、高規格堤防の整備区間は左岸約8km、右岸約14km、合わせて約22kmになります。

## (4) 江戸川のスーパー堤防で完成済み箇所

上記のスーパー堤防の計画区間(右岸0.4~19.8km、左岸0.4~14.2km)で完成済みの箇所を明らかにしてください。

なお、江戸川河川事務所のホームページを見ると、この計画区間で完成済み高規格堤防の箇所は妙典地区1,100m(市川市)、市川南地区200m(市川市)、柴又公園地区90m{葛飾区)、水元公園地区(葛飾区)200mのみですが、これらの数字等に誤りがないかどうかも含めてご回答ください。

## (5) 江戸川のスーパー堤防の完成に要する費用

北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業は土地区画整理事業を含めて43億円(現事業計画)、そのほかに川表法面の堤防整備もあるので、それも含めると、47億円とされています。高規格堤防の長さは120mですから、1メートル当たり約4,000万円となります。

江戸川のスーパー堤防整備計画区間約22kmのうち、ほとんどは未整備ですので、比例計算すれば、今後のスーパー堤防の整備に要する費用は約8,000億円という超巨額の金額に

なります。

このように超巨額の河川予算を江戸川の下流部だけに注ぎ込むことができるのかどうか、その見通しを明らかにしてください。

#### **(6) 利根川・江戸川河川整備計画の整備費用と比較して**

利根川・江戸川河川整備計画に基づき、利根川・江戸川本川について今後30年間に実施する河川整備に要する費用は約8,600億円（昨年2月の利根川・江戸川有識者会議での関東地方整備局の説明）とされています。この中には、上記の江戸川スーパー堤防の整備費用は含まれていないと関東地方整備局は説明しています。となると、今後30年間に利根川・江戸川本川の河川整備費用に匹敵する費用を江戸川下流部に注ぎ込まないと、上記の江戸川スーパー堤防整備計画は完結しないこととなります。そんなことはだれが見ても不可能であり、江戸川スーパー堤防整備計画は実現性がゼロだと言っても、過言ではありません。このことについて貴事務所の見解を示してください。

#### **(7) 北小岩一丁目スーパー堤防整備予定地での家屋の強制取り壊しについて**

現在、北小岩一丁目スーパー堤防整備予定地では移転後の生活の見通しが立たないため、現住居に居住せざるをえない住民が暮らしています。これに対し、江戸川区は直接施行（家屋の強制取り壊し）というあってはならない強行手段を取りつつあります。しかし、上述のように、国土交通省の江戸川スーパー堤防整備計画は実現性がゼロです。スーパー堤防は連続して整備しなければ治水対策としての意味を持たないにもかかわらず、北小岩一丁目のスーパー堤防の計画はわずか120メートルであり、「点」の整備でしかありません。

となると、北小岩一丁目地区の住民は治水対策として無意味な事業のために、家屋が取り壊されることとなります。そのように真の公共性がない事業のために、住民が居住している家屋が強制的に取り壊されることになってよいのでしょうか。このことについて貴事務所の見解を示してください。

以上

本件についてのお問い合わせ先

公共事業改革市民会議・事務局（遠藤）

〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

TEL&FAX : 045-877-4970

Mail : jimukyoku@stop-kyoujinka.jp

HP : <http://stop-kyoujinka.jp/>